

令和6年度第3次豊後大野市総合計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

令和6年度第3次豊後大野市総合計画策定支援業務

2 目的

この要領は、「第3次豊後大野市総合計画（以下「本業務」という。）」を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定する手続きに必要な事項を定める。

3 業務概要

(1) 全般事項

本業務は、「第2次豊後大野市総合計画」及び「第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和7年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和8年度から令和15年度を計画期間とした「第3次豊後大野市総合計画」を策定することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「第3次豊後大野市総合計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和8年3月19日まで

(4) 提案上限額

11,968,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、各会計年度の提案上限額は、次のとおりとする。

・令和6年度 2,068,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・令和7年度 9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※受託候補者として特定後、契約締結に係る協議を行うため、提案上限での契約を約束するものではない。

4 事務局

本プロポーザルに関する事務局を、豊後大野市役所 まちづくり推進課 企画調整係に置く。

所 在：〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200番地

電話番号：0974-22-1042 FAX：0974-22-3361

電子メール：d102010@city.bungoono.lg.jp

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和6年度豊後大野市入札参加資格者名簿に登録業者として掲載されている者であること。ただし、本市の入札参加資格を有していない事業者は「6 企画提案書類の提出等」表中⑧～⑮に記載の資格審査に必要な書類を提出することで企画提案競技に参加することができる。
- (2) 九州内に本社、支社または営業所等を有するコンサルタント等で、計画策定・調査研究を業として行う事業者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 豊後大野市の競争入札参加資格等指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、すでにその停止の期間が過ぎていること。
- (5) 過去3年以内に九州内の市町村で、総合計画及び総合戦略の業務委託実績があること。
- (6) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。

6 日程

内容	実施日
公募開始	令和6年12月25日（水）
企画提案競技参加申込書提出期限	令和7年1月17日（金）午後5時必着
質疑書受付期限	令和7年1月22日（水）
質疑回答	令和7年1月23日（木）
企画提案書類提出期限	令和7年1月24日（金）午後5時必着
本審査（プレゼンテーション）	令和7年1月30日（木）
本審査結果通知	令和7年2月4日（火）予定
契約締結	令和7年2月上旬頃

※ただし、各実施日については、事務の都合上等により変更の可能性あり

7 参加申込の手続き等

(1) 参加申込手続き

令和7年1月17日（金） 午後5時必着

企画提案競技参加申込書（様式第1号）を提出期限までに豊後大野市事務局（前記4参照）の住所に提出することにより参加表明を行ったものとする。

(2) 業務の再委託

受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分又は費用の合計額の50%以上を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。

8 企画提案書類の提出等

本プロポーザルに参加するものは、下表の企画提案書類を作成し、6部を提出期限までに必要書類を提出すること（A4サイズ。長辺綴じ。ステイプルは使用せず、ダブルクリップ等で留めること。）。

(1) 提出書類

提出書類	様式
① 企画提案書等の提出について	様式第2号 (A4版)
② 企画提案書	任意様式 (A4版)
③ 見積書	任意様式 (A4版)
④ 業務工程表	様式第3号 (A4版)
⑤ 業務実施体制表	様式第4号 (A4版)
⑥ 協力企業一覧表	任意様式 (A4版)
⑦ 法人が手掛けた本業務に関連する主な報告書等	任意様式 (A4版)

※下記の書類については、本市の競争入札参加資格を有していない事業者のみ提出が必要です。各様式については、本市のホームページからダウンロードできます。

提出書類	内容	様式等
⑧ 経営状況	2年間の経営状況がわかる書類	※様式あり
⑨ 営業経歴書	これまでの営業履歴や取引先等がわかる書類	※様式あり
⑩ 登記事項証明書	履歴事項全部証明書 ※発行日より3か月以内のもの：写し可	
⑪ 財務諸表類	貸借対照表、損益計算書 ※直近の事業年度分に係る決算書：写し可	
⑫ 営業用純資本額に関する書類及び収支計算書	確定申告書及び青色申告決算書等財務諸表類に類する書類	※個人事業主のみ提出要
⑬ 納税証明書	法人税、所得税、市税完納証明書（豊後大野市から課税されている場合のみ） ※発行日より3か月以内のもの：写し可	
⑭ 営業所所在地等報告書	豊後大野市内に営業所等がある場合	※様式あり
⑮ 誓約書	豊後大野市暴力団排除条例に基づくもの	※様式あり

(2) 企画提案書類等に記載すべき事項

- ① 現行の第2次豊後大野市総合計画をどのように踏まえ、第3次豊後大野市総合計画の策定に取り組んでいくべきと考えているか、また、第3次豊後大野市総合計画は、第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的な計画にするため、その考え方について記載する。
- ② 基礎調査（人口・財政・都市計画等の調査分析、社会潮流の整理等）の具体的な内容や分析方法について記載する。
- ③ 第3次豊後大野市総合計画は、市の最上位計画として策定することから、各分野における個別計画との整合性を図ることが求められる。個別計画との整合性を図るための手法について記載する。
- ④ 第3次豊後大野市総合計画の骨子案、素案等を取りまとめていく際に提案者が行う具体的な支援方法について記載する。
- ⑤ 計画書や概要版の作成に当たって、市民にとって身近に感じられ、親しみやすくわかりやすい計画となるよう、工夫する点について記載する。
- ⑥ 本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組について記載すること。
- ⑦ 上記事項ほか、提案者独自の提案があれば記載すること。

- (3) 提出期限
令和7年1月24日(金)午後5時必着
- (4) 提出方法
持参又は郵送(持参の場合、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで)
- (5) 提出先
豊後大野市 事務局(前記4参照)
- (6) その他
提出された書類は返却しない。

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
質問票(様式第5号)
- (2) 提出期限
令和7年1月22日(水)
- (3) 提出方法
電子メール(d102010@city.bungoono.lg.jp)に提出
※他の方法による質問書は一切受け付けない
- (4) 質疑への回答
質疑に対する回答は、令和7年1月23日(木)までに市ホームページに掲載
予定(様式第6号)
- (5) その他
 - ①審査に関わる職員の役職及び氏名等に関する質疑については一切応じない。
 - ②他の提案者に関する質疑については一切応じない。
 - ③(2)の提出期間以後の質疑については一切応じない。
 - ④メールの件名は[豊後大野市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問]とすること。
 - ⑤質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。
 - ⑥本プロポーザルの選定に公平性を保てないと判断される場合は回答を行わないものとする。

10 辞退届の提出

参加申し込み後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
辞退届(様式第7号)

- (2) 提出期限
令和7年1月23日(木)午後5時(必着)
- (3) 提出方法
持参または郵送
- (4) 提出先
豊後大野市 事務局(前記4参照)

11 プレゼンテーション

- (1) 実施日時 令和7年1月30日(木)(予定)
※実施日及び実施場所は、別途電子メールにより通知する。
※発表順は、事務局において抽選を行い、日程と併せて通知する。
- (2) 参加人員 3名以内
- (3) 実施時間 説明40分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内(計60分以内)
- (4) その他
 - ① プレゼンテーション時の追加資料の配付は認めない。
 - ② プロジェクター、スクリーン及び電源は事務局で準備するが、パソコンその他の機材は提案者で持参すること。
 - ③ プレゼンテーションは、参加申込者が1者のときでも実施する。

12 審査の方法等

- (1) 審査方法
 - ① 審査は、豊後大野市総合計画策定業務委託プロポーザルコンペ審査委員会設置規程第3条第1項の規定に基づき、職員で構成する「豊後大野市総合計画策定業務委託プロポーザルコンペ審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置し、審査委員会において行う。
 - ② 審査基準は(2)の評価基準のとおりとする。
 - ③ 審査の結果、最高点を獲得したものを第1位とし、第1位が同点のときは、審査委員会の委員の多数決により決定する(併せて次点者を決定する)。
 - ④ 第1位として決定した者を受託候補者として特定し、契約締結に係る協議を行う。
- (2) 評価基準
 - ① 基本姿勢
 - ② 業務工程・作業スケジュールの提案
 - ③ 分析方法(他市比較、現計画の検証、人口からの分析など)の適切な提案
 - ④ 市民参画(市民ワークショップ等)の手法の提案
 - ⑤ 新計画のあり方についての提案

⑥分かりやすく見やすい計画の提案、プレゼンテーション

(3) 結果の通知及び公表

審査の結果は、提案書を提出したすべての提案者に対し、令和7年2月4日(火)に書面により通知するほか、豊後大野市ホームページにより公表する。

13 契約

(1) 審査により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本市と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

(2) 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

14 その他

(1) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、選考を行うのに必要な範囲で複製を作成することがある。

(3) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

①参加資格の要件を欠くとき

②提出書類の提出方法や提出期限を順守しないとき

③提出された書類の内容に虚偽の記載があったとき

④提案上限額（各年度の上限学を含む）を超える金額で見積書を提出してきたとき

⑤審査の公平性に影響を与える行為があったとき